

木造住宅診断



柏市木造住宅耐震診断費補助金



＜柏市内の木造住宅を耐震診断する際の費用の一部を柏市が補助します＞

1. 対象となる木造住宅

次のすべてに該当する柏市内の住宅

- ア 平成12年5月31日より前に着工した住宅※1である
- イ 地上2階以下※2である
- ウ 柱、梁等の構造部が木材※2である
- エ 在来工法で建てられている
- オ 一戸建ての住宅または併用住宅である
- カ 併用住宅の場合は居住部分の面積が全体の1/2を超える

※1 平成12年6月1日以降に増築を行っている、かつ、増築部分とそれ以外の部分が一体となっている（同一棟増築）ものは対象外

※2 混構造、スキップフロアは対象外

2. 補助対象者（申請者）

次のすべてに該当する方

- ア 前述の1. の木造住宅を所有する方（共有の場合は共有者の委任が必要）
- イ 柏市木造住宅耐震診断士に耐震診断を依頼する方

3. 耐震診断の内容

一般診断または精密診断

【一般診断】

目視や設計図書などに基づく診断

【精密診断】

壁内部の確認等も行う、より精密な診断

4. 補助金の額・受付件数

【補助金の額】

耐震診断費の2/3（上限6万円）

・千円未満の端数は切り捨て

【受付件数】

20件

5. お問い合わせ

【柏市 都市部 建築指導課】

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1145

受付期間

年 年
5/ () ~ 12/ ()

柏市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

制定 平成18年 4月28日

施行 平成18年 6月 1日

(目的等)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震診断を実施する者に対し、木造住宅耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、木造住宅の地震に対する安全性の向上に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 一戸建ての住宅又は併用住宅（人の居住の用に供する部分の床面積がその建築物の延べ面積の2分の1以上である建築物をいう。）であって、次に掲げる要件を満たしているものをいう。

ア 柱、はり等の主要な構造部に木材を用いたものであること。

イ 在来工法（土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。）により建築されたものであること。

ウ 地上階数が2以下のものであること。

エ 着工日が平成12年5月31日以前のもの又は同日以前であると市長が認めるものであること。

(2) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。

(対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に木造住宅を所有している者とする。

2 補助金の交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）

は、対象者が所有する木造住宅について、耐震診断を実施するのに必要な知識及び技能を有する者として別に定めるところにより本市の登録を受けた者（以下「木造住宅耐震診断士」という。）に依頼して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の第1号及び第3号又は国土交通大臣がこれと同等以上の効力を有すると認める方法により耐震診断を実施する事業とする。

3 補助金の交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、対象経費の3分の2の額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助金の額は、60,000円を限度とする。

（申請書記載事項）

第5条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 木造住宅の用途、規模、構造、工法、着工日その他木造住宅の概要

(2) 耐震診断を依頼する木造住宅耐震診断士の登録番号及び氏名
（申請書添付書類）

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 木造住宅に係る登記事項証明書その他の対象者が木造住宅を所有していることを証する書面

(2) 木造住宅の建築の着工日を証する書面（木造住宅の着工日を証する書面がない場合にあつては、木造住宅に係る建築確認通知書その他の市長が必要と認める書面）

(3) 対象経費に係る見積書又はその写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することができる。

（申請書提出期限）

第7条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の12月25日（その日が柏市休日条例（平成元年柏市条例第3号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「本市の休日」という。）に当たるときは、当該本市の休日の翌日）とする。

（標準処理期間）

第8条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出から規則第3条第1項に規定する補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、21日（21日目に当たる日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日までの期間）とする。

（実績報告書提出期限）

第9条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の3月15日（その日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日）とする。

（実績報告書添付書類）

第10条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断の結果を記載した書面
- (2) 耐震診断の実施状況を写した写真
- (3) 対象経費に係る領収書又はその写し

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することがある。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

（平成18年度における申請書の提出期間の特例）

2 平成18年度における補助金の交付の申請に係る第7条の規定の適用については、同条中「提出期限」とあるのは「提出期間」と、「補助金の交付を受けようとする年度の1月31日」とあるのは「平成18年6月12日から平成19年1月31日までの間」

とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



柏市マンション 耐震診断費 補助金



＜柏市内の分譲マンションを耐震診断する際の費用の一部を柏市が補助します＞

1. 対象となるマンション

- 次のすべてに該当する柏市内の分譲マンション
- ア 昭和56年5月31日より前に着工したマンション※1である
 - イ 地上3階以上である
 - ウ 延べ面積が1,000㎡以上である
 - エ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造である
 - オ 居住部分の面積が延べ面積の1/2以上である
 - カ 構造に関する設計図書が現存する
 - キ 過去に本補助金の交付を受けていない

※1 同一敷地内に複数棟ある場合、補助対象となるのは内1棟のみ

2. 補助対象者（申請者）

- 前述の1. のマンションを所有する方（個人）または法人で、次のすべてに該当する方
- ア マンションの管理組合の代表者である
 - イ 管理組合の総会で「耐震診断を行うこと」と「本補助金の交付申請をすること」の決議を経ている

3. 耐震診断の内容

申請者が選んだマンション耐震診断士※2が行う予備診断・本診断

※2 構造設計一級建築士である、耐震診断の講習会を修了している、等の要件を満たす耐震診断士

4. 補助金の額・受付件数

【補助金の額】

マンション耐震診断士に支払われた耐震診断費の2/3
・千円未満の端数は切り捨て

【補助金の上限額】

ア 予備診断：34,000円
イ 本診断：100万円

【受付件数】

予備診断1件・本診断1件

5. お問い合わせ

【柏市 都市部 建築指導課】

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号
電話 04-7167-1145

受付期間

年 年
6 / () ~ 9 / ()

柏市マンション耐震診断費補助金交付要綱

制定 平成26年 4月 1日

施行 平成26年 6月 1日

(目的等)

第1条 この要綱は、マンションの耐震診断を実施する者に対し、マンション耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、マンションの地震に対する安全性の向上を図り、もって市民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) マンション 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者が所有する共同住宅であって、地階を除く階数が3以上であり、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のものをいう。

(2) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する管理を行うための団体（同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人を含む。）をいう。

(3) 予備診断 次に掲げる調査、確認及び検討を行い、本診断に要する費用を見積もることをいう。

ア 建物の概要、構造形式及び形状並びに敷地の調査

イ 関係図書の有無の確認

ウ 建物の修繕履歴及び被災履歴等の調査

エ 建物の外観調査

オ 本診断に係る次号に規定する指針等の適用の可否の検討

カ 本診断の必要性の検討

キ 本診断の実施方法の検討

(4) 本診断 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の第2号及び第3号の規定並びに次に掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれに定める指針等に基づいて行う耐震診断をいう。

ア 鉄骨造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」

イ 鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」

ウ 鉄骨鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修指針・同解説」

エ 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」

(5) 耐震診断士 次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士であって、同法第23条第1項の規定による登録を受けた一級建築士事務所に所属していること。

イ 原則として過去にマンションの耐震診断をした実績があること。

ウ マンションの耐震診断を行うため、建築士法第22条第2項に規定する都道府県知事が開催する木造住宅以外の耐震診断に関する講習会又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅以外の耐震診断に関する講習会を受講し、修了していること。

（対象）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内にマンションを所有する者であって、

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 管理組合の代表者であること。

(2) 管理組合の総会において、耐震診断を行うことの決議及び耐震診断にかかる費用の一部について補助金の交付を申請することの決議がなされていること。

2 補助の対象となるマンションは、次に掲げる全ての要件を満たしているものとし、1管理組合につき、1棟に限り申請ができるものとする。ただし、1管理組合が複数棟の建築物を同一敷地内又は同一敷地と同等と市長が認める敷地内に有する場合であって、それらの建築物の全部又は一部を一括して補助金の交付を申請しようとするときは、この限りではない。

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

(2) 着工日が、昭和56年5月31日以前のもの又は同日以前であると市長が認めるものであること。

(3) 人の居住の用に供する部分の床面積が、その建築物の床面積の2分の1以上であること。

(4) 設計図書（建築士法第2条第6項に規定する設計図書をいう。）のうち構造に関する図書が、現に存在すること。

(5) 過去に補助金の交付を受けていないこと。

3 前項第5号の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けて予備診断のみを行った場合にあっては、当該マンションに係る本診断は、補助の対象とする。

4 前2項の規定にかかわらず、本診断の補助の対象となるマンションは、前2項に規定する要件を満たすものであって、予備診断の結果において本診断が必要とされたものとする。

5 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、予備診断及び本診断に要する経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、対象経費の3分の2の額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助金の額は、予備診断の場合にあって

は34,000円を、本診断の場合にあつては1,000,000円を限度とする。なお、前条第2項ただし書の場合であっても、同様とする。

(申請書記載事項)

第5条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) マンションの名称、所在地(地名地番)、用途、規模、構造、着工日その他マンションの概要
- (2) 耐震診断を依頼する耐震診断士の所属する建築士事務所の登録番号及び名称並びに構造設計一級建築士の交付番号及び氏名

(申請書添付書類)

第6条 予備診断における規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) マンションに係る建築確認通知書の写し又はマンションの着工日を証する書面
- (2) 管理組合の総会において決議された予備診断に係る議事録(決議書)
- (3) マンションの管理規約の写し
- (4) マンションの区分所有者の住所・氏名一覧(管理組合員名簿等)
- (5) マンションの配置図・平面図・立面図等の建物概要が分かる図面
- (6) 申請者がマンションの管理組合の代表であることを証する書類(管理組合の役員名簿等)
- (7) マンションの管理組合の代表者の印鑑登録証明書
- (8) 対象経費に係る見積書又はその写し
- (9) マンションの構造関係図書(構造計算書・構造図等)の目次の写し
- (10) 構造設計一級建築士証の写し
- (11) 耐震診断士が一級建築士事務所に所属していることを証する書類
- (12) 耐震診断講習会(非木造)修了証の写し
- (13) 法人登記証明書(マンションの管理組合が法人の場合)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 本診断における規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理組合の総会において決議された本診断に係る議事録（決議書）
- (2) 本診断の方針書（概要書）
- (3) 予備診断結果報告書
- (4) 予備診断結果の要約書
- (5) 対象経費に係る見積書又はその写し
- (6) 前項（第2号及び第9号を除く。）に定める書類一式
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項に定める書類の一部を省略することがある。

（申請書提出期限）

第7条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の9月25日（その日が柏市休日条例（平成元年柏市条例第3号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「本市の休日」という。）に当たるときは、当該本市の休日の翌日）とする。

（標準処理期間）

第8条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出から規則第3条第1項に規定する補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、45日（45日目に当たる日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日までの期間）とする。

（実績報告書添付書類）

第9条 予備診断における規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 予備診断結果報告書
- (2) 予備診断結果の要約書
- (3) 予備診断の実施状況を写した写真
- (4) 予備診断の実施に係る契約書の写し
- (5) 対象経費に係る領収書又はその写し

2 本診断における規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 本診断結果報告書

- (2) 本診断結果の要約書
- (3) 本診断の実施状況を写した写真
- (4) 本診断の実施に係る契約書の写し
- (5) 対象経費に係る領収書又はその写し

3 市長は、前2項に定める書類の一部を省略することがある。

(実績報告書提出期限)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の1月15日（その日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日）とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

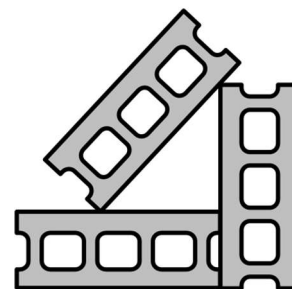
この要綱は、令和3年8月26日から施行する。

CB 塀等 除却



柏市危険CB塀等 除却工事費 補助金

コンクリートブロック



＜柏市内の危険CB塀等を除却する際の費用の一部を柏市が補助します＞

1. 事前相談

建築指導課職員が現地に伺い、補助金交付対象となる危険CB塀等かを調査・判定します。補助金交付申請をする前に必ず、建築指導課にご相談ください。

2. 対象となる危険CB塀等

次のすべてに該当する柏市内のCB塀等※
ア 道路または敷地からの高さが原則として1.2mを超える
イ 建築基準法上の道路等及び通学路に面する

※ CB造、石造、レンガ造、その他組積造の塀及びその基礎

3. 補助対象者（申請者）

次のすべてに該当する方
ア 前述の2. の危険CB塀等を所有する方（共有の場合は共有者の委任が必要）
イ 市税を滞納していない方
ウ 過去に除却工事費補助金を交付されていない方（共有者も同じ）
エ 除却工事の目的が販売ではない方

4. 除却工事施工者（業者）

柏市内・市外業者のどちらでも構いません。

5. 補助金の額・受付件数

【補助金の額】

「危険CB塀等の長さ×1万円/m」と「除却工事に要する経費」のいずれか低い額・千円未満の端数は切り捨て

【補助金の上限額】

ア 道路等に面する場合：10万円
イ 通学路に面する場合：20万円

【受付件数】

20件

5. お問い合わせ

【柏市 都市部 建築指導課】

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号
電話 04-7167-1145

受付期間

年 年
5 / () ~ 11 / ()

柏市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱

制定 平成30年10月22日

施行 平成30年10月22日

(目的等)

第1条 この要綱は、危険コンクリートブロック塀等の除却を行う者に対し、危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地震等による災害を未然に防止し、市民の生命及び身体の保護を目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路等 一般の交通の用に供する道であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する道路

イ 法第42条第2項に規定する道路

ウ 法第43条第2項各号の規定により市長が認定した建築物に係る道又は市長が許可した建築物に係る空地

エ 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める道又は空地

(2) 通学路 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定に基づき、児童及び生徒の通学の安全確保及び教育的環境維持のために市内の小学校又は中学校が指定した道路

(3) コンクリートブロック塀等 道路等に面して設置されたコンクリートブロック造、石造、レンガ造、その他組積造による塀及びこれらの基礎

(4) 危険コンクリートブロック塀等 コンクリートブロック塀等のうち、現地調査を行った結果、倒壊するおそれがあると市長が判断したもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において危険コンクリートブロック塀等を所有している者（以下「所有者」という。）とする。ただし、共有により所有者が複数存在する場合にあっては、所有者全員から同意を得て、委任を受けた代表者を補助対象者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する所有者は、補助対象者としな

(1) 市税を滞納している者

(2) 既に補助金の交付を受けているか、又は補助金の交付の決定を受けている者

(3) 土地又は建物の販売を目的として危険コンクリートブロック塀等の除却を行おうとする者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、原則として、道路等又は敷地の地表面からの垂直距離（以下「高さ」という。）が1.2メートルを超える危険コンクリートブロック塀等の除却工事とする。

2 前項の補助対象事業において、高さが1.2メートル以下の部分を含むコンクリートブロック塀等が危険コンクリートブロック塀等と不可分と判断される場合にあつては、当該部分を危険コンクリートブロック塀等の一部とみなし、除却工事の対象とするものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書提出期限)

第6条 規則第2条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の11月30日（その日が柏市休日条例（平成元年柏市条例第3号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「本市の休日」という。）に当たるときは、当該本市の休日の翌日）とする。

(申請書記載事項)

第7条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、危険コンクリートブロック塀等の道路等に面する長さ、高さ、構造、着工日その他危険コンクリートブロック塀等の概要とする。

(申請書添付書類)

第8条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地又は建物の所有を証する書類
- (2) 案内図
- (3) 危険コンクリートブロック塀等の位置図
- (4) 除却する危険コンクリートブロック塀等の現況写真
- (5) 補助対象事業に係る見積書又はその写し
- (6) 補助金対象者（共有の場合は所有者全員）の市税に係る納税証明書又は非課税証明書（本市の市税の納税状況の情報について市が公簿等で確認することに同意しない場合）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第9条 申請書の提出から規則第3条第1項に規定する補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、14日（14日目に当たる日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日までの期間）とする。

(交付の条件)

第10条 規則第4条第1項第6号に規定する市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業に伴い発生した廃材等の資材については、補助対象者の責任において適法かつ適正に処分する。
- (2) 補助対象事業後に設置する塀及び門柱並びにその下部にある擁壁又は生垣については、法及び法の関係規定に適合させるなど、安全性が確保できるものであること。

(実績報告書提出期限)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の1月15日（その日が本市の休

日に当たるときは、当該本市の休日の翌日)とする。

(実績報告書添付書類)

第12条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業の結果を記載した書面
 - (2) 補助対象事業の実施状況(除却前, 除却中及び除却後)を写した写真
 - (3) 除却工事に要する経費の合計額に係る領収書又はその写し
 - (4) 除却工事に伴う発生した廃棄物の処分報告書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める書類
- (補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第5条)

種類	補助金の額	上限額
第2条第1号に規定する道路等 (通学路を除く。)	除却工事に要する経費の合計額又は危険コンクリートブロック塀等の長さに1メートル当たり10,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額	上限100,000円
第2条第2号に規定する通学路	(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	上限200,000円